

研究所 月報 2021.9

オンライン化で利便性の向上に期待

ハローワークでの求人

コロナ禍の影響もあり、役所の各種手続きは窓口に出向いたり、書類を紙で作成し郵送したりするといった方法から、電子化へと切り替わってきました。そして、これまで役所窓口での対応が中心となっていたハローワークでの求人についても、2021年9月21日からハローワークインターネットサービスの機能が充実しオンラインで受けられるサービスが広がる予定です。この機能強化により利便性の向上が期待できます。

機能強化は、求職者に対するサービスと、求人者（事業主）に対するサービスの両面で行われますが、企業が注目する求人者に対するサービスは主に以下の3点について実施されます。

1. 求人者マイページを通じて、オンラインで職業紹介を受ける「オンラインハローワーク紹介」が利用できる
2. 求職者がオンラインで応募した場合、応募書類の管理や採否入力が効率化する
3. 求職者からの応募を直接受けることができる（オンライン自主応募）

ハローワークで行った求人に対しては、ハローワークを通じて求職者の紹介が行われていますが、今回の機能強化によりオンライン自主応募が可能となります。このオンライン自主応募とは、ハローワークインターネットサービスに掲載した求人、求職者がハローワークを介さずにマイページを通じて直接応募することを指します。ハローワークインターネットサービスのみの利用でも応募できるため、応募者層が広がる可能性があります。

実施は1か月程度先になりますが、右の参考リンクから機能強化される内容がまとめられたリーフレットをダウンロードすることができます。



実施の徹底が求められる健康診断の事後措置

労働安全衛生法で1年以内ごとに1回、定期健康診断を実施することが義務付けられています。厚生労働省では毎年9月を「職場の健康診断実施強化月間」と位置付け、健康診断の実施、その結果についての医師の意見聴取およびその意見を踏まえた就業上の措置の実施について、企業に改めて徹底することを促すために集中的・重点的に啓発を行うとしています。そこで、今回は2021年の重点事項の内容とそこから事後措置等を取り上げます。

■2021年の重点事項

2021年8月5日に公表された「職場の健康診断実施強化月間」の実施に関する協力依頼については、重点事項として以下の内容を掲げています。

- ・健康診断および事後措置等の実施の徹底
- ・健康診断結果の記録の保存の徹底
- ・一般健康診断結果に基づく必要な労働者に対する医師または保健師による保健指導の実施
- ・新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた安衛法等に基づく健康診断の実施に係る対応
- ・高齢者の医療の確保に関する法律に基づく医療保険者が行う特定健康診査・保健指導との連携
- ・定期健康診断のうち特定健康診査に相当する項目の結果の医療保険者への提供等
- ・小規模事業場における産業保健総合支援センターの地域窓口の活用

■事後措置等の実施の徹底

重点事項の中から、事後措置等の実施の徹底について取り上げましょう。

健康診断を実施すると、一般的には健康診断の結果の通知が会社へ送られてきます。会社は、この健康診断の結果を受診者全員に文書で通知する義務があります。そして、この結果の中で、異常の所見があると診断された従業員に対して、健康診断実施日から3か月以内に、「通常勤務／就業制限／要休業」の就業区分に従って医師等から意見聴取し、その内容を健康診断個人票へ記載することになっています。

事後措置等については、実施が漏れがちになっていることがあります。この機会に実態を点検し、確実に実施していきましょう。

ひらたコラム

心肺機能向上のため自転車に乗り始めて2か月、実は結構乗ってるんです。

いつもは仕事終わりにひたすら坂を登る苦行をこなす日々ですが、休日には車に自転車を積んで遠出して、ちょっとしたサイクリングを楽しみます。

5月に山口県のサファリランドでトラの赤ちゃんが生まれたと聞いたので詣でに行ってみました。さすがに「ふれあい」というわけにはいきませんでした、あどけなさを残しつつも、ネコにはない前足の太さなどに感動。

カルストロードも走り、さわやか自転車ライフを送っているように見えますが「とにかく坂を登りたい」というと、やはりぎょっとした顔をされるのでした。



発行／2021年8月31日 第112号
平研究所 代表・社会保険労務士 平田 さやか
733-0865 広島県広島市西区草津本町 9-18-201
TEL 082-530-2344 / FAX 082-553-0544
Mail info@tairaken95.com
URL http://tairaken95.com

